(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十六号及び二百三十五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
苫小牧市字樽前一〇番二七から同市字樽前一一番一〇まで	前	一一・九六～四五・〇〇	〇・三〇二
	後	四二・一三～六二・三五	〇・三〇二
苫小牧市字樽前一一番五から同市字樽前一三番一まで	前	四五・〇〇～六九・五六	〇・三一八
	後	四五・〇〇～六九・五六	〇・三一八
苫小牧市字樽前二四番七から北海道白老郡白老町字社台二四五番一まで	前	二七・二五～四八・六八	三・二〇〇
	後	三四・四六～六六・三〇	三・二〇〇

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第二百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
北海道沙流郡日高町富川北二丁目二〇三番一三から同町字厚賀町一二八番一まで	前	BA 一七・五〇～一二〇・〇〇	二〇・七四〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一七・五〇～一二〇・〇〇	二〇・七四〇	
		B 二四・〇〇～二三八・二〇〇	二〇・四五〇	
		B 二四・〇〇～二三八・二〇〇	二〇・四五〇	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第二百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
北海道空知郡南富良野町字金山五三四番一から同町字金山五四二番まで	前	二九・〇〇～三一・六八	〇・二〇二
	後	二九・六四～九九・五二	〇・二〇二

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第二百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百四十二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
北海道足寄郡足寄町大誉地一番一四地先から同町大誉地四六五番五地先	前	二八・四二～二八・七二	〇・〇〇九
	後	三一・七九～三三・六一	〇・〇〇九

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第二百十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百三十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
北海道紋別郡遠軽町豊里五四〇番一から同町豊里五三七番一まで	前	三〇・四一～七〇・九三	〇・三四六
	後	二七・一七～四九・八七	〇・三四六

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第二百十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日　北海道開発局長　和泉　晶裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十六号	北広島市輪厚四三二番一地先から同市輪厚四三二番一まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
三百三十三号	北海道紋別郡遠軽町豊里五四〇番一から同町豊里五三七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　平成二十九年十二月二十二日

○北海道開発局告示第二百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日　北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百二十九号
(三) 占用を制限する区域　北海道積丹郡積丹町大字美国町字小泊一番一六から同町大字美国町字船澗九〇番三まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十九年十二月二十二日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部